

電話無料法律相談実施のご案内

この度、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令を受け、外出自粛の日々が続いております。

当事務所では、この事態が収束するまでの当面の間、社会公益活動の一環として「電話無料法律相談」を実施致します。

これについては、法人・個人を問わず、様々な分野の法律相談をお受けすることが可能となります。

また、他にメールでのご相談のお申し込みも柔軟に対応致します。この場合、相談内容を確認後、弁護士よりお電話させていただきます。

さらに、この法律相談を経て事件を依頼する場合、その後は、電話及びメール、郵送などの方法により事件を継続させていく事は可能となります。

このような緊急事態に活用できるリーガル・サービスを是非ご利用下さい。

長崎県内在住の方はコチラからご相談下さい。

電話番号：095-829-2120

メールアドレス：iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp

佐賀県・福岡県在住の方はコチラからご相談下さい。

電話番号：092-292-3693

メールアドレス：iwanaga-sintomi@arrow.ocn.ne.jp

また、必要に応じて他の専門家もご紹介させていただきます。

この専門家については、**中小企業診断士、社労士、税理士、司法書士、行政書士、宅建士、建築士**などになります。